

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jpホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第35号を発行させていただきます。

最近朝晩が冷えてきましたが、体調崩されておられませんでしょうか。

今月は、9月に比叡山延暦寺に行った際に撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、ケーブル坂本駅にて撮影しました)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**マイナンバー制度について その5、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**油が身体に与える影響について その2**を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 マイナンバー制度について その5

これまで過去4回にわたり説明してきましたマイナン

バー制度が今月から動き出しますので、今月はこの制度について再度取り上げさせていただきます。



(写真は、ケーブルから見える琵琶湖方面の景色です)

○通知カードの配布

今月5日以降に「通知カード」が配布されます。

<個人がすべきことは>

- ・10月5日時点の住民票の住所に郵送されてきます。
- ・世帯人数分をまとめて世帯主宛に簡易書留で届きます。
- ・通知カードには
12桁の個人番号
住所
氏名
生年月日
性別
が記載されています。

*** 来年1月以降にマイナンバーカードの取得をする際にこの「通知カード」が必要になりますので、なくさないように大切に保管しておいてください。**

＜企業がすべきことは＞

企業は、アルバイトを含む従業員さんのマイナンバーをこれから管理しないといけなくなります。なので、この時期に企業側でしておくべきことをご説明させていただきます。

マイナンバーを取り扱う体制を整備するためにまずは、「**基本方針**」と「**取扱規程**」の作成が必要になります。

（基本方針とは）

基本方針は、作成を義務付けされているわけではありませんが、従業員さん以外の地主・大家、税理士等からもマイナンバーの提供を受ける際に「基本方針」を作成していればお見せすることができ、相手から信頼していただけると思われます。

基本方針に定める項目としましては、

- ・ **事業者の名称**
- ・ **関係法令・ガイドライン等の順守**
- ・ **安全管理措置に関する事項**
- ・ **質問及び苦情処理の窓口**

などがあげられます。

*** 基本方針は、法律を守って適切にマイナンバーを取り扱うことを約束する宣言文のようなものとお考えください。**



(写真は、比叡山延暦寺にて撮影しました)

（取扱規程とは）

取扱規程は、マイナンバーを取り扱う事務につい

て、その事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取り扱いを定めるものです。

中小規模事業者には、取扱規程の作成は義務付けられておらず、特定個人情報等の取り扱い等を明確化すればよいとされているだけです。

中小規模事業者の場合には、マイナンバーの取得から削除・廃棄までの方法を明確にしておくことが重要になります。

【取得】 誰が、どのように、従業員等から特定個人情報等を取得するのか



【利用】 誰が、どのように、取得した特定個人情報等を給与計算ソフトに入力して、源泉徴収票を作成するのか



【保存】 誰が、どのように、特定個人情報等が記録された扶養控除等申告書などの書類やデータを保管するのか



【提供】 誰が、どのように、源泉徴収票を税務署長に提出し、本人に交付するのか



【削除 誰が、どのように、特定個人情報等が記録された扶養控除等申告書などの書類やデータを廃棄・削除するのか

(参照は、納税協会が作成されている「社内取扱いを最終確認！ マイナンバー対応チェックリスト」より)

*** 取扱規程は従業員のマイナンバーの取得・利用・保存・削除などの方法を明確にするための社内文書だとお考えください。**



(写真は、比叡山延暦寺にて撮影しました)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

ふるさと納税関連

日経新聞に「企業版ふるさと納税」来年度から 寄付額の6割減税で還元」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・企業が地方自治体に寄付した場合、寄付金の約6割に当たる金額が減税で手元に戻るようにする。
- ・現行の寄付税制も約3割は戻ってくるが、2倍にして寄付を促す。
- ・100万円を寄付した場合、税金の支払が現行制度よりも合計約30万円減る。寄付をする企業の負担は約40万円に抑えられる。
- ・企業からの寄付が地方創生に役立つように、自治体の用途には細かい要件を設ける。
- ・少子化対策や就業支援、観光開発といった地域活性化につながる事業でないと認められない。

などと書かれておりました。

*まだ国税である法人税を対象にするのか、あるいは地方税である法人住民税を対象にするのかも調整できていないようなので、新たな情報を待ちたいところです。



(写真は、比叡山延暦寺にて撮影しました)

消費税軽減税率関連

日経新聞に「酒除く食品消費税軽減 政府案マイナンバー活用」「消費税軽減、調整難航も」「消費税還付世帯

で合算 上限1人年4000円超」「消費税還付額レシートに」「消費税軽減尽きぬ争点」「与党、軽減税率を再検討」「消費税軽減次々と新案」などの記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・骨格の第1の柱として軽減税率の対象を「酒を除くすべての飲食料品」を対象とし、外食も含めた。
- ・軽減対象になる品目の詳細な線引きは年末に決める方針。
- ・骨格の第2の柱として所得税の限度額の採用。
- ・政府案は店頭でいったん10%分の消費税を払い、後で一部を還付してもらう仕組み。
- ・1人あたり年4000円かそれを超える水準の上限を設ける。上限額を家族で合算すれば世帯ごとの納税額を抑えられる。
- ・骨格の第3の柱が、マイナンバーの仕組みの活用。
- ・小売店や外食店は消費者のマイナンバー情報を読み取る機器が必要になる。読み取り機器の導入には補助制度を設ける方向だ。
- ・消費者は購入時にカードを店に提示しないと軽減措置を受けられない。
- ・購入品目などの個人情報システムに残らず、ポイントだけを税務署が把握できる仕組み。
- ・還付金額に相当する「軽減ポイント」を、レシートに表示する。
- ・与党が還付と軽減税率を並べて協議することになった。
- ・マイナンバーカードの代わりに携帯電話を利用する案や個人にポイントカードを配る案を財務省が提示。

などと書かれておりました。

*先月だけでも何回も記事には取り上げられていますが、軽減税率が決まるまでにはまだ時間がかかりそうです。また記事に取り上げられましたら、ご紹介していく予定です。

4 油が身体に与える影響について その2

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回も、「油が身体に与える影響」を取り上げていくことにします。

身体にとって悪い油とは

参考文献によりますと

- ・人体の中心となっている脳(成人では約1.3 kgの重さ)の約60%は油で、残りの大部分はタンパク質できている。
- ・細胞と脳に大事なエネルギー源が油なので、良質な油を摂る必要がある。

などと書かれています。

では身体にとって良い油、悪い油は何なのかが気になりませんか。そこでまずは、身体にとって悪い油からご説明していきます。

参考文献によりますと

- ・日本人はオメガ6系脂肪酸であるリノール酸(サラダ油)の取り過ぎで脳の細胞を破壊、さらに全身の細胞にダメージを与える。
- ・細胞にダメージを受けることにより炎症を起こしやすくなり、アトピー、花粉症、肝炎、皮膚のかゆみなどが発症する。
- ・サラダ油を熱することによってヒドロキシノネナールという神経毒が大量に発生し、それが脳の神経細胞を攻撃することにより脳の機能障害として認知症、アルツハイマー病、うつ病、ひきこもり、キレやすい性格などが発症する。

などと書かれています。

身体にとって悪い油からご説明させていただいたのは、参考にした書籍を読んだ際に油がこんなにも体に悪影響を与えているのだと驚き、少しでも早くご紹介しておこうと考えたからです。

油が上記の病気の原因だと決めつけるわけではないですが、日常料理などに使っている油を見直すきっかけになればと思い、このテーマを取り上げさせていただいております。

紙面のスペースの関係で、今回はここまでとなりますが、次回も同じテーマでこの続きを取り上げていく予定にしております。

【参考文献】

- ・「そのサラダ油が脳と体を壊している」 著者 山嶋哲盛 ダイナミックセラーズ出版

5 編集後記

先月比叡山延暦寺の敷地内にある延暦寺会館にて精進料理を味わってきました。その時に撮影したのが、下の写真です。



お箸袋の裏側に次のような言葉が書かれていたので、ご紹介させていただきます。延暦寺のお坊さんがお食事の際にこの言葉を唱えておられるとの説明を延暦寺会館のスタッフさんからお聞きしました。

食膳観

吾、今、幸いに、仏祖の加護と、衆生の恩恵によって、この清き食を受く

謹んで、食の来由をたずねて、味の濃淡を問わず
その功德を、念じて、品の多少を選ばじ

「いただきます」

食後観

吾、今、この清き食を終わりにて、心豊かに、力、身に充つ、

願わくば、此の身心を捧げて、己が業にいそしみ、
誓って、四恩に報い奉らん

「ごちそうさま」

普段の食事の際に「いただきます」と「ごちそうさま」は言うようにしていますが、ここまで食事に感謝の気持ちを持っていなかったことに気づけました。もっと感謝をしながら食事を味わうことをしていこうと思います。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。ありがとうございました。